

鶴居村地域公共交通網形成計画の概要

1. 経緯

令和2年5月28日作成

令和2年6月15日公表

2. 鶴居村地域公共交通網形成計画の区域

鶴居村全域

3. 鶴居村地域公共交通網形成計画に関する基本方針

鶴居村における上位計画・関連計画及び公的交通の課題を踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生に向けた基本的な取組の方向性を「鶴居村に安心して暮らし続けられる公共交通体系の構築」とし、地域の生活を支える地域公共交通の基本的な方針を以下の通り設定した。

基本的な取組の方向性 「鶴居村に安心して暮らし続けられる公共交通体系の構築」

基本方針1 住民ニーズに応じた路線バス網の再編

基本方針2 村内における移動手段の充実

基本方針3 公共交通利用促進に向けた情報発信の強化・利便性の向上

4. 鶴居村地域公共交通網形成計画の目標

基本方針1 住民ニーズに応じた路線バス網の再編

(1) 鶴居線の年間乗車人員(目標:57,000人/年)

現在鶴居線は、「計画平均乗車密度が5人未満の路線」として補助金を減額されている状況であり、平均乗車密度5.0人以上となる年間乗車人員を目標として設定し、地域間幹線系統路線を確保・維持するとともに、村負担の軽減を図る。

(2) 幌呂線代替交通(市町村運営有償運送)の年間乗車人員(目標:2,700人/年)

これまでの幌呂線及び幌呂・夢の杜線の年間乗車人員の合計に対し、便数の増加(3便→4便)効果を見込み、4/3倍の年間乗車人員を目標として設定する。

基本方針2 村内における移動手段の充実

(1) 福祉バスの年間利用者数(目標:1便当りの利用者数2.0人以上)

福祉バスは、利用人数が減少しており、運行の効率性が低下している。利便性の向上等により、利用者数の増加及び運行効率の向上による利用者増を見込み、1便当りの利用者数2.0人以上を目標として設定する。

(2) 高齢者移送サービス事業年間利用件数(目標:年間利用件数30件以上、支援会員

数 10 人増加)

高齢者等個別移送サービス事業は、事業の改善を図ることによって、依頼会員が年 2回は利用してもらえる環境の形成を目指し、年間 30 件以上の利用件数を目標として設定する。

また、支援会員増加に向けた講習会の開催等により、支援会員数 10 人の増加を目標として設定する。

基本方針3 公共交通利用促進に向けた情報発信の強化・利便性の向上

基本方針3については、情報発信の強化や利便性の向上の効果として、利用者数の維持・増加に繋がってくるものであり、前述目標値として設定する

5. 事業の概要及び事業の実施主体

基本方針1 住民ニーズに応じた路線バス網の再編

- (1) 鶴居線の運行強化(事業主体:鶴居村/交通事業者)
- (2) 鶴居スクール線の学休日の運行(事業主体:鶴居村/交通事業者)
- (3) 幌呂線及び幌呂・夢の杜線の再編・運行形態の転換(事業主体:鶴居村/交通事業者)
- (4) 乗換拠点の整備(事業主体:鶴居村)

基本方針2 村内における移動手段の充実

- (1) 福祉バスの充実(事業主体:鶴居村/交通事業者)
- (2) 高齢者等個別移送サービス事業の改善(事業主体:鶴居村/社会福祉協議会)

基本方針3 公共交通利用促進に向けた情報発信の強化・利便性の向上

- (1) パンフレットの作成・ホームページの開設(事業主体:鶴居村、協力:交通事業者/社会福祉協議会)
- (2) IT 技術活用による利便性の向上(事業主体:鶴居村、協力:交通事業者)
- (3) バス待合環境の向上(事業主体:鶴居村)
- (4) バスの乗り方教室(出前講座)の開催(事業主体:鶴居村、協力:交通事業者)

6. 鶴居村地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に関する事項

事業の実施においては、常に Plan(事業計画)・Do(実施)・Check(評価)・Act(改善点の抽出)のPDCAサイクルにより計画を推進し、必要に応じて事業内容の見直しを行うものとする。

各事業の実施計画を立案する際には、その事業の年度毎の目標や達成度を判断する指標を設定・検討するとともに、実施結果を評価し、次年度以降に向けた問題点・課題の整理を行い、新たな実施計画の検討展開を図る。

達成度等を指標化しづらい事業内容も含まれるが、より良い取り組みへ向けて、事業の検

証を行うものとし、このほか現時点では、最終的な事業の方向性が定まっていないものも含まれていることから、必要に応じて計画全体の見直しを行うものとする。

7. 計画期間

令和2年～令和6年

8. 法第6条に定める協議会の有無

有(設立年月日:令和2年2月21日、名称:鶴居村地域公共交通会議、構成員:別添)

9. 法第5条第7項に定められている関係者との協議

協議成立年月日:令和2年5月22日

10. 法第5条第6項に定められている利用者の意見の反映

(1) 鶴居村地域公共交通プラン策定委員会及び鶴居村地域公共交通会議に以下の団体からメンバーが参画し、4回(策定委員会3回、交通会議1回)にわたって議論を行った。

- ・鶴居村自治会連合会
- ・鶴居市街自治会
- ・幌呂市街自治会
- ・下幌呂自治会
- ・鶴居老人クラブ連合会
- ・鶴居村女性団体連絡協議会
- ・鶴居村観光協会
- ・鶴居村商工会

(2) 住民説明会を3地区2回開催し、利用者と意見交換を行った。

11. その他

活用予定の国の支援制度

基本方針1 住民ニーズに応じた路線バス網の再編

(3) 幌呂線及び幌呂・夢の杜線の再編・運行形態の転換(事業主体:鶴居村/交通事業者)

- ・地域公共交通確保維持改善事業(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金及び車両減価償却費等国庫補助金)

別添

鶴居村地域公共交通会議構成員名簿

1 委員

2020/6/1現在

| | 区 分 | 所 属 | 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|----|----------|--------------|-----------|--------|-----|
| 1 | 要綱第4条第4号 | 釧路運輸支局 | 首席運輸企画専門官 | 平澤 礼応人 | |
| 2 | 要綱第4条第6号 | 釧路総合振興局 | 地域政策課長 | 根廻 徹 | |
| 3 | 要綱第4条第2号 | 鶴居ハイヤー | 業務課長 | 北 直樹 | |
| 4 | 要綱第4条第2号 | 阿寒バス | 営業本部次長 | 須田 広伸 | |
| 5 | 要綱第4条第7号 | 鶴居村社会福祉協議会 | 会長 | 鶉橋 忠輝 | |
| 6 | 要綱第4条第3号 | 鶴居村自治会連合会 | 会長 | 村上 泰夫 | |
| 7 | 要綱第4条第3号 | 鶴居市街自治会 | 副会長 | 田中 春樹 | |
| 8 | 要綱第4条第3号 | 幌呂市街自治会 | 婦人部副会長 | 小泉 きぬ子 | |
| 9 | 要綱第4条第3号 | 下幌呂自治会 | 会長 | 中谷 正人 | |
| 10 | 要綱第4条第3号 | 鶴居村老人クラブ連合会 | 会長 | 石岡 勝二 | |
| 11 | 要綱第4条第3号 | 鶴居村女性団体連絡協議会 | 会長 | 白田 さゆり | |
| 12 | 要綱第4条第3号 | 鶴居村観光協会 | 事務局長 | 服部 政人 | 監 事 |
| 13 | 要綱第4条第3号 | 鶴居村商工会 | 参事 | 浦嶋 良明 | 監 事 |
| 14 | 要綱第4条第8号 | 北見工大教授 | 教授 | 高橋 清 | 副会長 |
| 15 | 要綱第4条第1号 | 鶴居村 | 副村長 | 長尾 法明 | 会 長 |
| 16 | 要綱第4条第1号 | 鶴居村 | 保健福祉課長 | 高松 一哉 | |
| 17 | 要綱第4条第1号 | 鶴居村教育委員会 | 教育課長 | 佐藤 恵治 | |
| 18 | 要綱第4条第6号 | 釧路開発建設部 | 次長 | 加納 民雄 | |
| 19 | 要綱第4条第6号 | 釧路建設管理部 | 事業課長 | 今 博克 | |
| 20 | 要綱第4条第6号 | 鶴居村 | 建設課長 | 小北 隆男 | |
| 21 | 要綱第4条第6号 | 釧路警察署 | 交通第一課長 | 杉本 考一 | |
| 22 | 要綱第4条第5号 | 私鉄総連阿寒バス支部 | 執行委員長 | 稲船 裕幸 | |

2 オブザーバー

| | | | | | |
|---|----------|-----|--------|-------|--|
| 1 | 要綱第8条第6号 | 釧路市 | 都市経営課長 | 藤田 和弥 | |
|---|----------|-----|--------|-------|--|

3 事務局

| | | | | | |
|---|-----------|-----|----------|-------|--|
| 1 | 要綱第11条第3号 | 鶴居村 | 住民生活課長 | 佐藤 大輔 | |
| 2 | 要綱第11条第3号 | 鶴居村 | 住民生活課長補佐 | 川端 崇雄 | |